平成３０年（フ）第５９５号
東京都立川市柏町４丁目24番地の29
債務者　石原　静江
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６０１号
東京都立川市上砂町５丁目75番地の４ドゥエル砂川101号
債務者　井上弘一郎
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５９６号
横浜市港北区綱島西２丁目24番２号　米山方
債務者　保土沢久代（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９６７号
神奈川県綾瀬市大上３丁目７番34号　大上ハイツ202
債務者　新谷　健一
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９５号
静岡市駿河区小鹿1202番地の４　スカイハイツＡ106号室、旧住所静岡市駿河区池田909番地の４
債務者　黒須美津枝
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２１０号
静岡市葵区安倍口団地６番２－80号
債務者　横井　英文
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９４２号
神奈川県鎌倉市城廻423番地53
債務者　渡邉　光子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１号
熊本県球磨郡錦町大字木上北681番地19
債務者　古川　誠也
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成３０年（フ）第１２号
熊本県人吉市下原田町字瓜生田657番地２瓜生田住宅２号、住民票上の住所熊本県球磨郡相良村大字深水1376番地１
債務者　山下八重子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成３０年（フ）第５２８号
東京都府中市天神町２丁目５番地の９ＷＡＣＯマンション203
債務者　関口美惠子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５２９号
東京都府中市天神町２丁目５番地の９＜ＷＡＫＯ＞マンション103
債務者　関口　利恵
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６２号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原177番地　県営北谷団地３－504
債務者　茂木　郁子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第８２号
沖縄県中頭郡北中城村字美崎48番地　Ｒｉｖａ　ａｃｅｒｏ　102号室
債務者　喜屋武正美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

免責許可決定

平成３０年（フ）第１５６号
札幌市白石区菊水２条１丁目８番７－403号
破産者　小山　克也
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１１号
札幌市北区新川３条８丁目７番16－101号
破産者　戸部　重雄
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３６号
札幌市清田区北野２条３丁目11番13－207号
破産者　折田いつみ
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４１号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目４番19号
破産者　齊藤　正博
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４７号
北海道江別市新栄台44番地の５
破産者　吉井　里美（旧姓牛澤）
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５２号
札幌市豊平区美園２条７丁目１番16－211号
破産者　伊東美奈子
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部